

第 5 号 議 案

平成26年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計予算

平成26年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,197,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(府 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表府債」による。

平成 2 6 年 2 月 7 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		13,642 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,642
2 繰 越 金		1,464,466
	1 繰 越 金	1,464,466

款	項	金額
3 諸 収 入		583,505 ^{千円}
	1 預 金 利 子	1,000
	2 貸 付 金 元 利 収 入	581,505
	3 雑 入	1,000
4 府 債		136,000
	1 府 債	136,000
歳 入 合 計		2,197,613

歳 出

款	項	金額
1 中小企業経営基盤強化資金助成事業費		2,197,613 ^{千円}
	1 中小企業経営基盤強化資金助成事業費	2,197,613
歳 出 合 計		2,197,613

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	136,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。